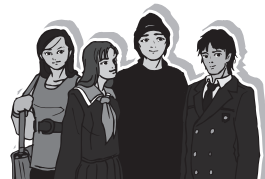


～少年とともに～



研修会「スクール カウンセラーの 活動と弁護士業務」 実施報告

太田 絢子 (64期) ●Ayako Ota

1 はじめに

子どもの権利に関する委員会は、平成28年11月22日、「愛誠こころとふくしの相談室」を主宰する臨床心理士であり、東京都のスクールカウンセラーを務める阿部愛子氏を招聘し、「スクールカウンセラーの活動と弁護士業務」と題する研修会を行った。

当委員会では、子どもの人権に関する無料の電話・面接相談窓口である「キッズひまわりホットライン」を開設し、子どもに関する多種多様な問題についての相談を受け付けている。実際の法律相談においては、相談の背景に複雑な心理的、社会的事情があることがうかがわれ、法律に基づく解決にそぐわないケース、または、一定の法的解決は可能なものの、それだけでは対応しきれないまま問題の要因が残存してしまうケースなど、弁護士としての基本的な対応だけでなく、ほかの何らかの対策が必要だと思われる相談があり、子どもの問題に関する相談では特にその傾向が強い。

このようなケースでは、しかるべき専門家との連携が問題解決のために有効である。そのため、各専門家の具体的な業務、実際の事案処理における視点のありようを知ることが、どのような専門家とどのように連携するかの

判断に役立つと思われる。

そこで、先般、臨床心理士として子どもをめぐる問題に長年携わり、東京都のスクールカウンセラーを務める阿部愛子氏に、東京都のスクールカウンセラーが実際にどのような活動をしているのか、学校現場で実際に起きている具体的事例に即した事案処理の概要、その勘所や注意点、また、弁護士が関与する際に臨床心理士の観点から期待される役割について講演を行っていただいた。

本稿では、かかる講演の内容を紹介する。

2 スクールカウンセラーの活動

文部科学省は、いじめの深刻化や不登校児童・生徒の増加などを受け、臨床心理に専門的な知識と経験を有する専門家の活用を企図し、臨床心理士、精神科医等の専門家をスクールカウンセラーとして、平成7年度から公立学校に試験的に導入していった。スクールカウンセラーを置く学校は年々増加し、東京都でスクールカウンセラーを配置している公立学校は、平成26年度で2,112校を数える（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校）。

スクールカウンセラーの活動としては、児童・生徒、保護者、教職員からの相談への対応をはじめとして、校内会議等への参加、教職員・児童・生徒への研修実施、ストレスチェック、ストレスマネジメント等の予防的対応、事件・事故等緊急対応における心のケアなどを行っている。

また、東京都の特徴として、いじめ対策のために、小学校5年生、中学校1年生、中等教育学校4年生および高等学校1年生を対象として、スクールカウンセラーによる全員面接を実施している。

阿部氏によると、自分から話をしてくれる児童・生徒はむしろ少数派で、面接時間の制約もあるため、一対一での面接よりもグループで面接をし、そのグループ内での発言や態度、他の児童・生徒とのかかわり方などから、その子の立ち位置や性質等を観察する方が有用な場合が多いとのことであった。また、校内巡回をして、授業中や休み時間における児童・生徒の活動を観察し、児童・生徒の情報をなるべくインプットすることもカウンセラーの重要な役割であるという。

さらに、校内の相談室で、カウンセリングやプレイセラピーを行うことをはじめとして、相談室を児童・生徒の居場所として活用し、遊びやリラクゼーション法などを一緒に行うほか、給食を一緒に食べるなどして関係を築いていくこともスクールカウンセラーの役割として期待されている。不登校の場合には、教職員同行のもと家庭訪問して児童・生徒の安否確認や接触を図るといふ。また、会うことが難しい場合には、葉書を毎週書いて送り、関係づくりに努めることもあるという。

3 寄せられる相談の内容

スクールカウンセラーに寄せられる相談の内容は、①不登校、②友人関係・いじめ、③非行、④情緒不安定（攻撃性、不安感）、⑤集団不適應・怒りのコントロール不全など発達の偏りによる困り感、⑥医療機関との連携、⑦保護者や家庭内の問題、⑧担任や部活顧問の教員との相性等の問題が挙げられるという。

不登校の原因が、学力や学校での人間関係だけでなく家庭状況にも問題があることが分かり、本人や保護者と接触して校内で連携を取って対応したケース、非行という問題行動が現れた少年には軽度の発達障害があり、家庭内暴力も生じていたことが分かり、子ども家庭支援センター、警察などの関係機関と連携して対処したケースなど、それぞれの相談内容の事例を挙げながら、どのように見立てをし、対応していったかを説明していただいた。

4 臨床心理士としての視点

臨床心理士たるスクールカウンセラーとして活動する際には、軸足を持った見立てと対応が基本となるとのことである。まず、相談者を評価する存在ではなく、相談者にとって「話せる相手」になることが重要であり、そのためには、「聞く」のではなく「聴く」のだ、という言葉が印象的であった。「聴く」を旧漢字で書くと、偏は「耳」の下に「王」がついており、つくりは「十」+「四」+「一」+「心」である。耳を王様のようにして、十四の心（素直な心、平等な心、冷静な心等）を1つにして、集中していろいろな感性を研ぎ澄まして心で聴く、という意味であるという。

また、問題が生じた場合に、なぜそれに至ったのかという背景をとらえることの重要性和、そのために心理的、医学的、社会的な複合的視点を持つことの重要性も強調されていた。医学的、精神医学的、社会的、心理学的知識を蓄える中で、また、日々子どもと接する間に、複合的な視点を涵養することが望まれるという。そして、複合的視点を持つということは、校内の連携はもとより、児童相談所、医療機関、警察等、ほかの機関につなげる力をもたらし、かかる機関と協力、連携し合うことで、早期かつ的確な問題把握、問題解決につなげることができる。

軸足を持った見立てと対応、という点では、弁護士の業務と共通するものであり、法律相談を端緒としてSOSが発せられたケースについては、法的アドバイスにとどまらずに臨床心理士や、医療機関、その他の機関と橋渡しの役割を果たすことが、弁護士にも期待されるのではないかと。

5 誰にもいじめられる理由はない

本稿の最後に、阿部氏が小学校5年生および中学校1年生に対して行っている、いじめに関する話を紹介したい。学年の初めに全員に対して、いじめにあって亡くなってしまった妹がテーマの『わたしのいもうと』（松谷みよ子

文、味戸ケイコ絵、偕成社)という絵本を読み聞かせ、どのように感じたかを言ってもらおうという。そして、クラスの間関係ができて上がった数か月後にもう一度、「いじめの話を思い出してください」という話をするという。

その時配るプリントには、人はみな違っているからこそ素晴らしいのであり、「みなさんにはいじめられる理由はありません」と書かれていて、印象的であった。 ■

付添人体験記

— 受け子紹介役の事案 —

上石 純輝 (66期) ●Junki Ageishi

1 事案の概要

今回紹介するのは、典型的なオレオレ詐欺事案にかかわっていたものの、かけ子や受け子のような実行役ではないという少年に対する国選付添人活動の事案である。

少年の話や記録から判明した少年のかかわりは、次のようなことであった。少年は、お金を運ぶ仕事ができる人を紹介するよう兄に頼まれ、自分の友人Aにその旨を話したところ、友人AからBの情報を得たので、兄にその情報を渡し、その後、兄が指示役CにAとBの情報を渡した。Bが受け取りを実行したが捕まったため、Cから新しい受け子の紹介を求められたAは、Dを新たにCに紹介し、今度はDが詐欺を実行した。少年は、このDが実行した詐欺への関与で立件されていた。

少年は、当初、送致事実となった詐欺が行われたことすら知らなかったと述べており、付添人としては否認も考えたが、少年がDに対する報酬受け渡しに関与しており、さらに年上のCから少額ではあるものの断れずに報酬を受け取っていたこともあり、少年と話し合いの結果、非行事実については争わない方針とした。

2 移送

Dが別件の詐欺未遂で他県で逮捕され、当該

県警が捜査を開始し、DやAの供述から少年にたどり着くという経緯であったため、少年は、他県警により逮捕され、家裁送致後に移送されてきた。そこで、当該他県において選任されていた被疑者国選弁護人に連絡を取り、示談交渉の状況を確認したものの、これについては、被害者から断られたとのことであった。しかし、当該弁護人から、逮捕勾留時の少年の様子について、不安そうであった、家族について心配していたなどの情報が得られたので、面会の際には少年をリラックスさせるよう心がけることとした。

3 少年とのやりとり

少年は、実際に会ってみると最初の面会から礼儀正しく挨拶ができていた。話の理解力もあり、こちらからの質問にもちゃんとした答えが返ってきた。小さいころから2歳上の兄の友人とも話したりしていたため、年上との話になれていたようだ。しかし、自分の心情などを聞くと、うまく表現できないような部分が見受けられた。少年は、そもそも自分を表現することが苦手で、人の顔をうかがうようなところがあった。そのため、しばしば関係ない話などで場を和ませてから本件についての話をするなどして、少年が自分の気持ちを表現できるよう待つことを心がけた。

少年は、中学2年生ごろから、地元の友人らと深夜徘徊をするようになり、喫煙もしていた。本件に至るまで補導はあるものの、逮捕されたことはなかったため、付添人としては、自分の行為の線引きができず、友人とのつながりや楽しさを優先し、行動の意味を考えることができずに、規範意識が育ってこなかっ

たように思われた。そこで、少年には、自分の行為によってどのように犯罪が助長されるか、自分の行為がなぜ非難されるのかを考えてもらうとともに、報酬の受領を拒めなかった理由など、何を反省すべきかを改めて考えてもらうことにした。素直な少年は、会うたびに考えたことを述べてくれ、付添人からさらに質問をして次回までにまた考えてもらうと、当初から考えの深まりが見られた。そこで、審判でも、このようなやりとりで質問をしようと思った。

4 家族との関係性

少年の両親は、少年がこれまで捕まるようなことをしていなかったため、当初から、十分な監督ができていなかったと反省していた。また、少年の長所、短所についても、少年鑑別所の分析と同じように認識しており、少年をよく理解していた。また、少年の更生に意欲的で、少年が逮捕された時には、かなり遠方の他県の警察署まで面会に赴いていた。少年自身も、家族に迷惑をかけたと感じており、相互の思いやりが見てとれた。そのような親子関係であったので、父親が経営する引越会社の事務所が居住地とは少し離れた場所にあったこともあり、そこで父親が少年と一緒に生活をし、地元の交友関係を断つという監護方針となった。

もっとも、本件には少年の兄もかかわっており、兄との関係をどうするのが重要な課題となった。既に兄は父親とともに会社の事務所で生活しており、兄と少年の一緒に生活には不安がぬぐえず、調査官も、兄とのかかわりを問題視していた。そんな中、少年の父親と旧知の仲で、少年および兄とも小さいころから親交のある引越会社従業員が、兄を自宅で監督することを快諾してくれた。少年の兄とも面談し、本件に対する考え、父親の知り合いの下での生活について意見を尋ねてみたが、兄は、少年を巻き込んだことを後悔し、自立するため父の知人のもとでの生活を受け入れると述べてくれた。そのため、少年と兄

を分離して監督し、兄弟ともに更生を目指す枠組みを作ることができた。

5 試験観察を経て保護観察へ

審判当日、少年は、素直な気持ちを述べ、両親もこれまでの監護の反省、今後の監護の方針を述べた。裁判官は、少年が友人であるAを巻き込んだことについての質問をし、友人を共犯者にしてしまったことの気持ちを考えさせていた。付添人の面会時には、そのような視点で少年に質問をしていなかったのに、反省させられた。

結局、地元から離れ、兄とも別々に監護される状況で経過をみるため、試験観察が言い渡された。

少年は、試験観察となって以降、定時制の学校に通うとともに、父親の引越会社で働いた。少年は、仕事で顧客や従業員と触れ合い、自分に任された新しい仕事ができることに達成感を感じることができており、門限を破ることもなく、生活は安定していた。付添人も、月1回のペースで事務所に来てもらって面談したり、生活の様子を見るため、少年が働く会社の事務所で面談したりした。なお、少年は、調査官の提供したプログラムに参加し、共同作業を経験し、親とともに参加して家族の大事さを改めて認識するなど成長が見られ、問題も発生しなかった。元々家族の関係もよく、家族の非常に積極的な支援がある中で行われたことで、上手くいった試験観察であったように思う。もっとも、付添人としては、参加させるプログラムの内容や少年の状況などについて、調査官とこまめに連絡を取っていただければよかったと反省している。

少年は、このような試験観察を経て、兄を含めた家族との付き合い、自分の生活を見直して審判にのぞみ、保護観察となった。保護観察が終わった後も、少年と家族の信頼関係が維持され、穏やかな家庭が築かれることを願うばかりである。